



NAKKANNO FORUM

中野フォーラム 2019 MAY 中野公認会計士事務所

- P2 所長所感
新しい時代に求められるもの
- P3 相談室
企業統治改革
- P4 2019年度 税制改正のポイント
P5
- P6 Topics
IoT (internet of things)
- P7 世界の中の日本
EPA発効
文化街道
元号を勉強する
- P8 一寸一言
「伝え方」と「伝わり方」
ニュースを読む
野村HDの赤字

vol.
76
令和元年

所長
所感



新しい時代に求められるもの

所長 公認会計士 中野 雄介

新しい元号「令和」が始まりました。今年は、例年に増して新たな気持ちで新年度を迎えることができました。「令和」はどんな時代になるのでしょうか。

平成という時代

戦後からこれまでを振り返ってみますと、昭和は、日本が復興、高度成長、そして世界でのプレゼンスを高めてバブルを迎える成長期と言ってよいでしょう。価値観が直線的で選択肢が比較的限られた中、人は溢れ、それぞれが必死に時代についていく競争の時代であったと思います。多くの担い手が一つのポストを取り合い、やりたくてもできない時代でした。

一方、平成は人口減少による労働力不足や価値観が多様化し、個性が尊重される中、仕事やポストはあるけれど適任者がいなかったり、やりたがる人がいないという状況になりました。個々人がやりがいや満足を探していく言わば成熟期になったのです。

このパラダイムシフトの中で、人々や社会は変革を求められてきましたが、30年経った現在でも、まだ道半ばのようです。それは、平成の時代は成熟期に突入しているにもかかわらず、社会の中心となる世代のマインドセットが完全には進まず、社会の前提や仕組みは成長期のままであるという、いびつな状態にあったからだと思います。

本質と使命の時代

令和の時代は、成熟期の環境下で育った平成生まれの感性によって成熟期に応じた社会の仕組みが構築され、そして変革の時代から安定の時代になるでしょう。その時に求められるのは、「本質」と「使命」ではないかと思います。

例えば、学校教育の現場は、一昔前までは、学校

数が足りず生徒が溢れ、一クラス一学年の人数が多かったため、画一的な授業しかできませんでした。生徒達は、多くの同級生に揉まれ、競争の中で生き抜くすべを体得していきました。学校は、黙っていても多くの生徒が入学し、人数が多くて仕方ない面もありましたが、逆にそれが効率的な運営となっていました。しかし、生徒の数が減ってくると、学校は生徒確保のため独自性を出さざるを得なくなります。その過程で効率経営は崩れ、現場は業務過多となる一方、生徒確保は困難を極めたままという、いびつな状態に陥りました。

これに対して、令和の時代は競争から脱却し、差別化によって価値を創造し、その価値を磨き上げていく時代となるでしょう。その時に求められるのが本質ではないでしょうか。サービスやモノを提供する側は、そのサービスの本質を突き詰める必要があり、受ける側はその本質を見極める眼力が求められます。いずれも、本質を見抜き問題に正面から取り組むことが要請されるということです。考えようによっては、本物、本質と格闘できる絶好のチャンスで、紛い物が淘汰されていくことになるでしょう。

そして変革期には、変化への恐れを和らげるために、「夢」や「希望」が語られますが、安定期になると、今あるもの（価値）を洗練することに重きが置かれ、その継続のための動機として「使命」が重要になってくると思うのです。

例えば、事業承継の場面では、事業を継続することに対して、夢や希望をもって対峙するというよりは、今あるもの（価値）を継続しなければならない、絶やしてはならない、との使命感に突き動かされて行動しているケースが圧倒的に多いように思います。

令和の時代は、使命のもと本質を追求する時代が訪れるのではないのでしょうか。

皆さんはどのようにお考えでしょうか？新しい時代に適した新しい感覚と発想で、より良い時代になることを願っています。

最近、企業統治改革という言葉をよく耳にしますが、企業統治とはどのような内容でしょうか。

企業統治改革



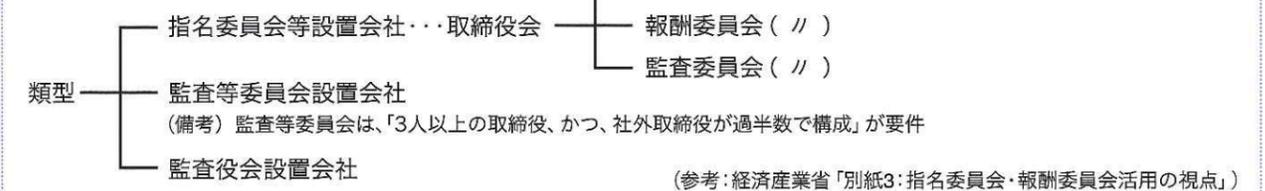
相談室
CONSULTATION ROOM

企業統治（コーポレート・ガバナンス）とは、企業の不正防止や競争力・収益力の向上を目指し、中長期的に企業価値を増加させるための経営上の仕組みをいいます。従来、日本企業は、物言わぬ株主の存在や、執行と監督の分離の曖昧さなどが指摘されてきました。

そのような中、企業統治改革は、'13年頃からアベノミクスの成長戦略の一環として進められており、機関投資家向けの行動指針である「スチュワードシップ・コード」、同じく上場企業向けの「コーポレートガバナンス・コード（以下、Cコードと呼称）」の策定や会社法の改正等により、日本経済全体のよりよい循環を目指しています。

そのひとつとして、社外取締役の人数を増やす、報酬委員会を設置するなどの取締役会改革が行われています。最近話題の日産自動車では、指名委員会等設置会社への移行を検討しています。Cコードは、上場企業の社外取締役は原則2名と定め、また、改正会社法では、新たに監査等委員会設置会社の選択が可能になりました。

上場企業の機関設計



この取締役会改革は、日本企業にどのような変化をもたらしているか、まず、社外取締役の人数について、グラフ1をご覧ください。

'18年時点で東証1部上場企業の95%が、社外取締役を2人以上採用するに至っています。しかし、独立性や多様性など、質を伴った確保が進んでいないとの批判があります。

そこで、'18年6月にCコードが改訂され、必要な会社は十分な人数の独立社外取締役を選任することや、女性や外国人など多様性を持たせる等の内容が追加されました。

また、グラフ2のとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行が進んでいます。

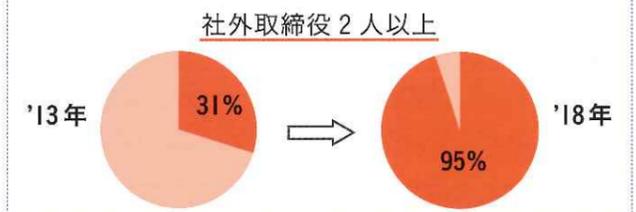
さらに、日本経済新聞（'19年1月21日朝刊「経済教室」）によれば、ROA（総資本利益率）が5ポイント変化すると、任意の報酬委員会を設置する企業ではない企業に比べ役員報酬が9%多く変化しており、その設置が役員報酬に占める業績給の比率を高めていると考えられています。これを一定の成果と見るかは別にして、すでに実績を示さなければ評価されない段階に入っています。

形式を整えるだけでは不祥事はなくならず、効果的に運用するためには、企業風土と経営者のモラルが重要です。上場会社は今後も企業統治改革への対応が迫られます。

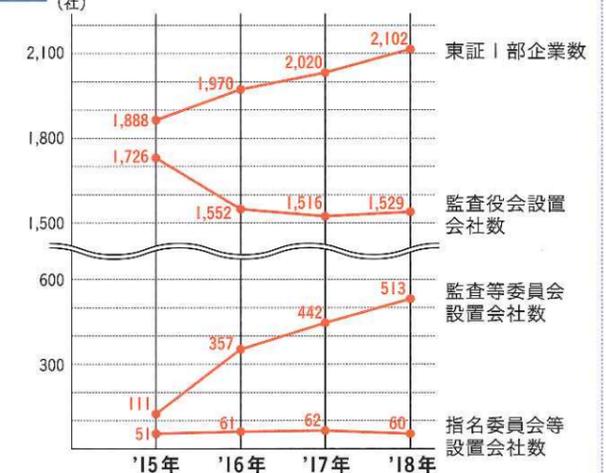
グラフ1

【東証1部上場企業中の構成比】

（参考：日本経済新聞 '19年1月21日朝刊）



グラフ2



公認会計士 川島 昌人

2019年度 税制改正のポイント

1 法人税

■中小企業防災投資促進税制の創設

中小企業の災害事前対策の強化を目的とした設備投資を促進するための制度です。

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 対象者 | 事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けた中小企業 (備考) ①計画は税務申告前に経済産業大臣に申請、かつ、認定を要す ②中小企業は資本金1億円以下の法人 |
| 対象資産 | (1) 機械装置 100万円以上 (例) 自家発電機、排水ポンプ (2) 器具備品 30万円以上 (例) 衛生電話、データバックアップシステム (3) 建物附属設備 60万円以上 (例) 排煙設備、防火シャッター |
| 優遇内容 | 特別償却 取得価額×20% (備考) 特別償却は減価償却の前倒し |
| 適用期間 | 事業供用が施行日から'21年3月31日まで (備考) 施行日は'19年4月1日現在未定 |

■中小企業設備投資促進税制の見直しと延長

中小企業の「攻めの投資」を促進するための制度で、適用期間が'21年3月31日まで延長されました。

| 項目 | 制度 | 投資促進税制 | 商業等活性化税制 | 経営強化税制 |
|------|------------|-----------|------------|---------------|
| 対象資産 | 機械装置 | 1台160万円以上 | — | 1台160万円以上 |
| | ソフトウェア | 合計70万円以上 | — | 1台70万円以上 |
| | 器具備品 | — | 1台30万円以上 | 1台30万円以上 |
| | 建物附属設備 | — | 1台60万円以上 | 1台60万円以上 |
| 特別償却 | | 30% | 30% | 100%(全額損金) |
| 税額控除 | 資本金3千万円以下 | 7% | 7% | 10% |
| | 3千万円超1億円以下 | — | — | 7% |
| 備考 | | — | 経営改善の指導が必要 | 経営力向上計画の認定が必要 |
| 見直し | | — | 収益力向上要件を追加 | 対象資産の範囲を明確化 |

2 所得税

■住宅ローン控除の特例の創設

消費税率引き上げ時のかけ込み需要を抑制するための制度です。

| 項目 | 内容 |
|--------|---------------------------------------|
| 自宅購入 | 消費税率10%での購入に限定 (備考) 経過措置による8%での購入は対象外 |
| 居住開始期限 | '20年12月31日 |

具体例 購入価額 6,300万円 — 土地 3,000万円 建物 3,000万円 消費税10% 300万円

住宅ローン 6,000万円 30年返済(年間200万円)

← 税額控除(現行どおり) → → 税額控除(特例) →

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 40万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 |
| 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 11年目 | 12年目 | 13年目 | |

現 10年目の場合 年末ローン残高 4,000万円 × 1% = 40万円
 行 (40万円が上限)
 特 11年目の場合
 例 ① 年末ローン残高 3,800万円 × 1% = 38万円(同左) 少ない方
 ② 建物の購入価額 3,000万円 × 2% ÷ 3 = 20万円 ∴ 20万円

■相続空家を売却した場合の譲渡所得3,000万円特別控除の見直し

この特別控除は、一人暮らしの親から旧耐震基準の家と敷地を相続した人が、その空家になった家屋を取り壊し又は耐震改修してから売却した場合で、かつ、一定の要件を満たす場合は、譲渡益から3,000万円控除できる制度です。これについて次の改正が行われ、適用期限が'23年12月31日まで延長されました。

| 改正内容 | 改正前 | 改正後 |
|------------------------------------|------|-----|
| 被相続人(亡くなった人)が相続開始時に老人ホーム等に入所していた場合 | 適用不可 | 適用可 |

■ふるさと納税制度の見直し

総務大臣が、ふるさと納税の対象を指定することになりました。返戻品の返戻割合が3割以下で、かつ、返戻品を地場産品とすること等が指定の要件です。'19年6月1日以後のふるさと納税から適用されます。

例 所得5,000万円(所得税45.945%、住民税10%)の個人が、'19年6月に返戻率4割の自治体へふるさと納税を10万円した場合

| 所得税・住民税の税額控除 | 改正前 | 改正後 | 減少額 |
|--------------|---------|---------|---------|
| | 98,000円 | 54,826円 | 43,174円 |

3 相続税

■配偶者居住権の創設

民法改正に伴い、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に無償で住んでいた場合は、居住建物を無償で使用する権利(配偶者居住権)を相続財産として評価することになりました。この制度は'20年4月1日以後の相続から適用されます。

例 夫 妻 子

夫所有の居宅に夫婦同居、夫死亡時の妻の年齢80歳、木造・築10年、土地の評価額2,000万円、家屋1,000万円の居宅について、妻が配偶者居住権を取得し、子が所有権を取得した場合

| 取得者 | 遺産分割により取得 | 評価額 |
|-----|-----------|----------|
| 妻 | 配偶者居住権 | 約1,179万円 |
| 子 | 所有権 | 約1,821万円 |

計3,000万円

■特定事業用宅地(小規模宅地)の軽減特例の見直し

特定事業用宅地の軽減特例は、相続税の宅地評価において、事業用で、かつ、一定の要件を満たす場合に、宅地の評価額を8割減額(結果2割評価)できる制度です。これについて次の改正が行われ、'19年4月1日以後の相続から適用されます。

| 改正対象 | 改正前 | 改正後 |
|---------------------|-----|--|
| 相続開始前3年以内に事業供用された宅地 | 適用可 | 適用不可(但し、宅地の上の事業用資産の評価額が宅地の評価額の15%以上である場合を除く) |

例 事業開始後1年で相続発生、面積400㎡

事業用資産1,000万円
事業用宅地1億円
1,000万円 < 1億円 × 15%

| 宅地の評価額 | 改正前(適用可) | 改正後(適用不可) |
|--------|----------|-----------|
| | 2,000万円 | 1億円 |

4 贈与税

■教育資金一括贈与の非課税制度の見直しと延長

教育資金一括贈与の非課税は、直系尊属が30歳未満の子又は孫(受贈者)に対して、教育資金を一括贈与した場合、受贈者1人当たり最大1,500万円まで非課税とする制度です。これについて次の改正が行われ、適用期限が'21年3月31日まで延長されました。

| 改正項目 | 改正前 | 改正後 |
|-------------------------------|-----|--------------------------|
| 受贈者の所得制限 | なし | 前年の所得が1,000万円を超える場合は適用不可 |
| 23歳以上の受贈者に対する趣味・習い事費用に対する資金贈与 | 適用可 | 適用不可 |

税理士 吉村 優作 増田 裕介

Topics

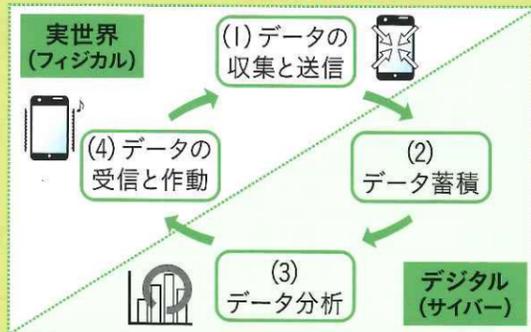
IoT (internet of things)

1

「IoT」とは

「IoT (internet of things)」は、日本語で「物のインターネット」と訳されることが多く、身の回りのすべてのモノがインターネットに接続されている状態をいいます。TV、冷蔵庫、洗濯機などの家電や自動車といった個人の所有物はもちろん、工場の生産設備や防犯カメラ、駅の改札機など、街に溢れるありとあらゆるモノが「IoT」の対象になります。

データの利活用の4段階



(出所：総務省ICTスキル総合習得教材)

上図の循環が、システムに接続している全てのモノの間で縦横無尽に行われている仕組み又は状況を「IoT」社会といいます。

3

「IoT」社会の問題点

「IoT」社会の問題点を考えてみましょう。流通する情報量とアクセスする手段が増えるため、情報漏洩や悪用される機会が増えるといったセキュリティの問題点が挙げられます。現在、個人情報や所有権を守る法律の整備や、「IoT」関連企業に対してセキュリティ強化を求め、ハッカーの攻撃を未然に防ぐシステムや、問題発生時の通報システムの整備が官民あげて進められています。



2

「IoT」普及でどうなる

「IoT」が普及すると我々の生活はどのように変化するか、答えはズバリ「便利になる」です。生活面では、冷蔵庫の中身を自動で検索し、残り物で作れる自分好みのメニューを教えてください。誰かが編み出した家電の省エネ術を勝手にスマホに表示してくれる。企業の製造現場では、生産設備に不具合が生じる予兆を察知し「あと〇〇日で修理が必要になります」など、問題点を浮き彫りにして、故障や不具合を自動でロボットが修理してくれる時代がやってきます。介護の現場では、人間の代わりに対象者の健康状況や徘徊をAIが見守ってくれるようになるでしょう。「どのような情報をどのように利用するか」アイデアを組み合わせることが、コストの大幅な削減や新サービスの提供が可能になり、ビジネスチャンスは無限に広がっています。



4

人との融合

「IoT」社会が進めば、「AI」に象徴されるように、昔ながらの膝をつき合わせた交流が減少することは避けられません。業務改善の延長線上にある持続的イノベーションの達成は、プログラミングと学習効果によって、「AI」にも可能だと思えます。しかし、様々な分野の破壊的(革新的)イノベーションは、実際の人間が交流し、コミュニケーションの中から生み出されたアイデアをもとに、発想の転換によって達成されたものです。「IoT」時代にこそ、まずは雑談や仲間思いを巡らせてはいかがでしょうか。新しいビジネスの種が生まれるかもしれません。その種を「IoT」を利用してビックビジネスに昇華させればいいだけなのですから。



公認会計士試験合格者 浅野 良治

世界の中の日本 E P A 発効

昨年12月30日に発効した、米国を除く環太平洋経済連携協定 (TPP) 参加11カ国の協定「TPP11」に続き、'19年2月1日午前0時には日本と欧州連合 (EU) の経済連携協定 (EPA) が発効しました。日本が約94%、EUが約99%の品目で関税をなくし、電子商取引や知的財産などの経済ルールが整備されることにより、日本企業にとってビジネスチャンスの拡大が期待されます。

| EU の関税=日本の輸出 | | | 日本の関税=日本の輸入 | | |
|--------------|---------------------------------------|------------|-----------------|-------------------------|-------------|
| 品目 | 現在の関税 | 発効後 | 品目 | 現在の関税 | 発効後 |
| 牛肉 | 12.8% + 100キログラム当たり 141.4~304.1ユーロ | 即時ゼロ | ワイン | 15% または 1リットル当たり125円 | 即時ゼロ |
| 乗用車 | 10% | 8年目に ゼロ | かばん、 ハンドバッグ等 | 2.7~18% | 11年目に ゼロ |

(EPAによる関税撤廃の例「日本経済新聞」2019年2月1日より抜粋)

予想されるメリットとしては、日本が得意な自動車や産業用機器等の分野での競争力アップや、今までよりも物・サービスを安く購入できるといった点が挙げられます。一方、デメリットは、国内製品が価格競争に巻き込まれる点です。日本製品は、品質と安全性の向上による、一層のブランド力強化が求められます。

米国と中国が互いに追加関税を押し付け合い、「貿易戦争」をしているような情勢の中で、TPP11とEPAによる関税撤廃で、日本とEU、米国を除く環太平洋諸国には、さらなるビジネスチャンスがありそうです。例えば、EUやTPP加盟国で日本車が安くなれば、そこでのアメリカ車の競争力は弱まります。

今まで国際的な自由貿易協定に、あまり積極的でなかった日本ですが、今回EPA・TPPどちらの協定でも日本は交渉を主導してきましたので、日本が自由貿易市場のリーダーになる日は、そう遠くないかもしれません。

公認会計士 宇野 由利恵

街文化

元号を勉強する

私は平成3年生まれで、世間は我々を「ゆとり世代」と呼びます。指示されたことしかしない、ストレス耐性が低い、などの指摘を受けることが多い世代です。その原因であろう「ゆとり教育」は、主に1987年(昭和62年)~1996年(平成8年)に生まれた人が対象で、そのほとんどが平成の時代です。元号が平成から令和に変わり、これを機に西暦を使おうと思っている人もいらっしゃるでしょう。そもそも日本の最初の元号は、歴史で習った大化の改新の「大化(645年)」です。日本の元号は、平成まで全部で247あり、その中には奈良時代に4文字の元号が5つあります。

大化の時の孝徳天皇は第36代、平成天皇は125代、その間90代、それに対し元号の数は247と圧倒的に元号の数が多いのはなぜか。明治より前の改元は、「代始改元(たいはじめかいげん)」の他に、世の中にめでたい印が出現した時や逆に天変、地震、火災などにより改元が行われていたからです。

やっと昭和54年に元号法が成立し、元号は政令で定めると、皇位の継承があった場合に限り改めること、が規定されました。なお、元号法は、この2つの条文から成る法律で、日本一短い法律です。また、「政令で定める」とは、内閣が決定することを指し、同年の「閣議報告」では、新元号選定のポイントの一つに「漢字二字であること」が挙げられました。

明治の前の元号を問われて、すぐに答えられる人は少ないように、百年単位の時が経過したとき、平成はどのように記憶されているのか。「ゆとりの平成」と言われないように切磋琢磨してきます。(出所:「元号って何だ?」藤井青銅著)

山住 晃士

「伝え方」と「伝わり方」



忙しい時や思うように事が進まない時、つい言い方が乱暴になってしまふ。いわゆる「好かん」言い方をしてしまう。そんな時、私はきつと好かん顔をしている。なぜそうなるかといえは、感情をコントロールできないためだ。「感情は理性より優先する」と何かの本で読んだことがあるが、正に言動が感情に支配されている状態である。

子供の頃、亡き祖母に「短気は損気」といって、諷められたことがある。子供だから大した経緯はない。反抗期のような、何かの虫が騒いで周りに食って掛かる。そんな時に優しく発する祖母の「短気は損気」が心に沁みて、大人しくなったことを憶えている。

以前、行きつけのカーディーラーで車検を終え、点検内容の説明を受けたときのことである。若い担当者が不在であったため、ベテラン風の人が代わりに説明してくれた。その説明が

何とも心地よく、「話し方は、どこかで勉強されたのですか」と尋ねたほどだった。話し方、言葉の遣い方、スピード、私にとって全てが申し分のないものだった。なお、その人の返事は、仕事で覚えたという内容だったと思う。

同じ内容を伝えるにしても、話し方やスピードで相手の受け取り方が全然違う。相手が顧客、同僚を問わず、伝えたいことが十分に伝わるかどうかは、その後の関係においてとても重要である。不適切な話し方や不用意な発言が、取り返しのつかない事態を招くこともある。

この春、各企業は新入社員を迎え、彼らは不安と希望で複雑な思いだろう。もし彼らに好かん言い方をしそうなときは、こう思い止まってほしい。

「自分も初めはできなかった」

(柔和)

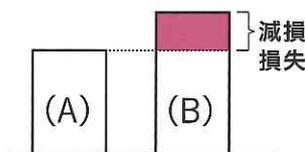
野村HDの赤字



国内証券最大手の野村ホールディングス(以下、野村HD)は、四半期報告書(全141頁)の中で、'18年4月~12月期の連結決算(米国会計基準)が1,013億円の最終赤字であるとした。ちなみに、前年同期は1,967億円の黒字であった。

赤字の主要因は、過去の企業買収によって資産計上していた「のれん」に対し、減損処理による損失(減損損失)を814億円計上したことである。

減損損失とは、固定資産から得られる「将来キャッシュ・フロー(A)」が、その資産の「帳簿価額(B)」より少ないと判断した場合、(B)を(A)に引き下げるときに生じる損失を指す。すなわち、収益性が低下している固定資産は、早めに損失を認識すべきとする会計処理だ。



野村HDのセグメント情報(事業の種類別等に区分された財務情報)は3つに区分され、その中のホールセール部門(金融商品の販売、M&Aのアドバイス等)で「のれん」の減損損失を810億円計上した。「のれん」は、会計上、「超過収益力」と定義され、平たく言えば、買収金額がバランスシートの純資産を超える場合、その超える部分である。

従って、当時('07年頃)の買収金額が適正であったかどうかは判断の分かれるところだ。

また、同部門の同期税引前当期純損失は984億円(前年同期は564億円の黒字)であることから、減損損失計上前で既に赤字だ。国内外の経営環境の変化に伴い、証券各社は等しく経営改革を迫られている。

4月4日に発表された、新たなビジネス・プラットフォームの実現可能性に注目していきたい。

公認会計士試験合格者 北林 隆弥



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365
http://www.nakano-cpa.com/
発行人 中野 雄介

表紙写真
「五月 采配を振る」
澤野 僚祐
(中野公認会計士事務所)